**2024年度　（公財）コープともしびボランティア振興財団**

**きらり助成**

**活動および会計報告書　要領**

**◇2024年度活動および会計報告書について**

**2024年度きらり助成「活動および会計報告書」は財団のホームページ　→助成を受けている方　→ボランティア活動助成　→2024年度活動および会計報告書からダウンロードできます。**

**◇注意事項**

1.助成対象としての要件が変化した場合、速や

かに事務局までご連絡ください（法人格の取

得など）

2.申請費目以外で５千円を超える助成金の使途

を変更したい場合は必ず事前に相談してくだ

さい

3.提出後の報告書類は返却・差しかえできません

　以下の場合、助成金を返金いただくことがありま

す。

1.事前のご相談がなく報告と予算に大幅な差異

がある（申請費目でない、対象外経費での報告など）

2.社会的ルールに反する行為が発覚した

3.活動を中断したり、法人格を取得した

4.対象経費以外での報告

　また、助成金の返金が発生する場合、事務局での

検算の結果、返金額が変更になることがあります

**◇提出先**

　　提出は郵送でお願いします。

　　〒658-0081

　　神戸市東灘区田中町5丁目3-20

　　生活文化センター西館2階

<Tel:078-412-3930>　　Fax:078-412-3871

**（公財）コープともしびボランティア振興財団**

　　（開館日時月～金　10：00～17：00　祝日除く）

2024年度活動および会計報告書は、2025年3年末

で集計後4月に提出してください。この報告書類は

1年間大切に保管し、必要に応じてご記入ください。

**◇提出期間**

**2025年4月1日（火）～2025年4月8日（火）必着**

郵送にてご提出ください

**◇提出書類と記入方法**

　Ⅰ必ず提出する報告書

　　1）様式①2024年度きらり助成活動報告書

　　　 事務局より問い合わせをする場合があります。必ず

連絡の取れる電話番号（携帯など）を記載してください。

　　2）様式②2024年度活動記録

　　3）様式③2024年度きらり助成金使途報告書

　　　　当財団助成金の使途を明確にご記入ください。

　　4）様式④2024年度費目別会計報告書【領収書貼付

用紙】

　　5）領収書について

　　　1.領収書は、当財団助成金使用分のみをご提出く

　　　　ださい

2.領収書は費目別にし、重ねずにお貼りください

　　　3.「注意事項」を必ずご確認ください

　Ⅱ必要な団体のみ提出する報告書

　　様式⑤-1交通費領収書

　　様式⑤-2 自家用車交通費領収書

　　様式⑤-3　通話料領収書

**裏面へ**

**※封筒の表書きに報告書類と明記してください。**

**2024年度対象経費表**

①領収書がないものは対象にはなりません。（納品書、請求書などは不可）

②助成期間終了後に、報告書に添付する領収書は原本を提出してください。

　　レシート又は発行者（店舗など）の印字・押印ならびに当該年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

　　の日付があるものに限ります。また、宛名は団体名にしてください。

③**発行元・宛名が個人のものは対象となりません。（講師謝礼、交通費・運搬費、通話料のみ可）**

④領収書は当財団の助成対象事業のために使用したものに限ります

⑤領収書についての注意事項（記入例 様式④費目別【領収書貼り付け用紙】を厳守してください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　容 (例) | 注意事項 |
| 材料費  消 耗 品 費 | 活動に必要な材料費、食材費、飲食費  事務用品(ボールペン、封筒、USBなど) | 活動内容に不相応なもの、酒類などは除く |
| 通　信　費 | 電話代・切手・はがき代、宅配便代 |  |
| 印 刷 製 本 費 | パンフレットやチラシ、会報などのデザイン費  印刷費、コピー代、写真代 | 写真代は使用目的の記載が必要 |
| 講師料  外部研修費 | 講座・研修の講師への謝金、外部研修参加費 | メンバー・スタッフに支払われる講師料 |
| 会　場　費 | 施設利用料 | 利用料が公開されていること |
| 交通費  運搬費 | 公共交通機関交通費、ガソリン代、駐車料金など、活動に直接必要な交通費 |  |
| 備　品　代 | プロジェクター、プリンターなど | 貸会場の備品・設備は対象外 |
| 外注費・その他 | 有資格者または専門知識を持つ人に対する外注費、イベント保険料、動力工具などを使用する活動に対する個人に係る保険料 | 個人に係る保険料、会費、寄付金、資金援助、出店料などは対象外 |

**対象外経費**

・人件費（給料・手当など）

・申請書送付の郵送料

・寄付金（他者・他団体に対する寄付金）、資金援助、加盟するネットワークへの会費

※他団体からの助成金と使途が重複しているものは対象外です

※貸会場の備品や設備となるものは対象外です